

平成14年10月3日

各位

広島県福山市曙町一丁目12番15号  
株式会社エフピコ  
代表取締役社長 小松安弘  
(コード番号 7947)  
(東証第二部・大証第二部)  
問合せ先：  
取締役総務人事本部長 東岡 健  
TEL (084) 953 - 1145

子会社の異動ならびに中国パール販売(株)及びパックドール(株)の更生計画案について当社は、当社代表取締役小松安弘が更生管財人として再建途中の中国パール販売株式会社ならびに同社の完全子会社であるパックドール株式会社の2社につき、当社の完全子会社とすることを内定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(これら2社の更生計画案については、別紙をご参照下さい。)なお、同時に当社役員のこれら2社への役員就任予定についても内定しておりますので、この状況につきましては、別紙の更生計画案の概要をご参照下さい。

## 記

### 1. 異動の理由

2社の更生にあたり、現下の厳しい業界環境において更生計画を履行するには、エフピコの子会社となり、グループ会社としてシナジー効果を発揮することが最良と判断いたしました。

### 2. 異動の方法

2社とも100%の減資・1億円の増資を実施し、全額をエフピコが引き受けます。

### 3. 異動する子会社の概要(本日時点)

#### 中国パール販売株式会社

(1)事業内容	プラスチック製食品容器の製造販売及び付帯業務
(2)本店所在地	東京都千代田区
(3)設立年月日	昭和48年10月2日
(4)資本金	40百万円
(5)売上高	36,392百万円(更生中により平成12年8月期)
(6)会社更生法申請日	平成14年1月24日

#### パックドール株式会社

(1)事業内容	プラスチック製食品容器の製造販売及び付帯業務
(2)本店所在地	東京都千代田区
(3)設立年月日	昭和62年3月5日
(4)資本金	10百万円
(5)売上高	9,165百万円(更生中により平成13年2月期)
(6)会社更生法申請日	平成14年1月24日

### 4. 異動の日程

平成15年1月末の更生計画認可決定後、同年4月末日に子会社となる予定です。

### 5. 今後の見通し

平成15年3月期の連結業績に及ぼす影響はありません。

平成16年3月期の連結業績への影響につきましては、現時点では予測しがたいため、平成15年3月期の決算発表時において盛り込むものとします。

以上

(別紙)

## 更生計画案の概要

### 第1 体制

- 1 平成15年4月末日にエフピコの100%子会社となる。  
資本金 両社とも各1億円

- 2 人事

更生計画に基づく弁済完了までは、引き続き管財人が一切の権限をもつ。  
役員については、両社の代表取締役の小松管財人が就任するとともに、中国パール販売の代表取締役には、住金物産情報システム前社長の赤崎重夫氏も就任する。詳細は次のとおり。

- (1)中国パール販売

小松 安弘	代表取締役	中国パール販売・パックスドル管財人、 エフピコ代表取締役社長
赤崎 重夫	代表取締役	中国パール販売管財人代理
武林 昌	取締役	中国パール販売顧問
浜野 眞一	取締役	中国パール販売管財人補佐
佐藤 守正	取締役(非常勤)	エフピコ代表取締役副社長
萩原 武司	取締役(非常勤)	エフピコ専務取締役
山上 俊一	取締役	中国パール販売管理本部長
杉本 光雄	取締役	中国パール販売営業本部長
井上 暉	監査役	エフピコ常勤監査役

- (2)パックスドル

小松 安弘	代表取締役	中国パール販売パックスドル管財人、 エフピコ代表取締役社長
高橋 和男	取締役	パックスドル工場長
山口 荻舟	取締役	パックスドル工場長代理
佐藤 啓一	取締役	パックスドル管理部長代理
坪根 匡泰	取締役(非常勤)	エフピコ常務取締役
井上 暉	監査役	エフピコ常勤監査役

- 3 商号

従前どおり中国パール販売株式会社、パックスドル株式会社とする。

- 4 本社

- (1)中国パール販売

東京都豊島区駒込4丁目8番21号(巣鴨本社)におく。

- (2)パックスドル

山形県寒河江市大字八楯南626(寒河江工場)におく。

### 第2 更生債権等の弁済方針

- 1 更生担保権

- (1)巣鴨本社、寒河江工場

存続する。  
評価額を7回分割で担保権者に弁済する。

- (2)その他の不動産

適宜売却し、売却価額から費用を控除して、担保権者への弁済に充てる。

- (3)リース

使用するものについては、物件の評定額を7回分割弁済する。使用しないものは返却済。  
未払分を一般更生債権として弁済する。

## 2 一般更生債権

### (1) 中国パール販売

1. 確定債権 合計168件金32,327,278,103円

内訳

元本29,577,646,007円

更生手続開始決定日の前日までの利息損害金2,749,632,096円

2. 権利の変更及び弁済方法

権利の変更

利息損害金については、全額免除を受ける。

元本部分については、次の算式により権利の変更を行う。

i 確定債権額のうち200万円以下の部分

全額を弁済する。

ii 確定債権額のうち200万円超の部分

75%に相当する金額の免除を受け、25%に相当する金額を弁済する。

3. 弁済の方法

i 第1回は、前記2により算出された合計弁済額に対し、認可決定後1ヶ月内に、20%に相当する額を弁済する。但し、合計弁済額が200万円から1,000万円までの債権者に対しては200万円を、合計弁済額が200万円に満たない債権者に対しては全額を弁済する。

ii 第2回は、平成16年3月末日を支払日として、合計弁済額の5%に相当する額を弁済する。

iii 第3回乃至第7回は、平成17年乃至平成21年の各年3月末日を第3回乃至第7回の各支払日として、それぞれ、合計弁済額の15%に相当する額を弁済する。

### (2) パックドール

1. 確定債権 合計51件 7,125,383,718円

内訳

元本 6,701,688,757円

更生手続開始決定日の前日までの利息損害金 423,694,961円

2. 権利の変更及び弁済方法

権利の変更

利息損害金については、全額免除を受ける。

元本部分については、次のとおり権利の変更を行う。

i 確定債権額のうち200万円以下の部分

全額を弁済する。

ii 確定債権額のうち200万円超の部分

97%に相当する金額の免除を受け、3%に相当する金額を弁済する。

3. 弁済の方法

上記1の全ての債権に対し、認可決定後1ヶ月内に、上記2の基準によって変更された後の債権額全額を一括して弁済する。

## 第3 今後のスケジュール(1以外は予定)

- |   |         |                              |
|---|---------|------------------------------|
| 1 | 9月30日   | 更生計画案提出済                     |
| 2 | 11月前後   | 更生計画案製本・発送                   |
| 3 | 11月～12月 | 債権者説明会                       |
| 4 | 15年1月末頃 | 第2回・第3回関係人集会、認可決定予定          |
| 5 | 15年2月末頃 | 第1回弁済予定日                     |
| 6 | 15年4月末頃 | 100%減資・増資完了、エフピコの100%子会社となる。 |

以上